

神奈川県立生田高等学校売店等運營業務仕様書

この仕様書は、神奈川県立生田高等学校の売店及び自動販売機（以下「売店等」という。）の運營業務の内容を示すものであり、この仕様書に定める事項について確実に履行しなくてはならない。

1 施設の使用および使用料

- (1) 売店等については、「教育財産の管理等に関する規程」第 14 条に基づき、毎年度、教育財産の目的外使用許可を受けるものとする。
- (2) 学校は売店の運営に必要な売店施設を無償で使用させるものとする。
- (3) 自動販売機の設置場所にかかる使用料については、「行政財産の用途及び目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」に基づく使用料を支払うものとする。
- (4) 売店等の使用に係る電気代は、学校と別途協定書を締結し、学校が発行する納付書により、定められた期限までに支払うものとする。

2 業務期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（3 年間）

3 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間については、学校と事業者が協議の上、別に定める。

4 売店業務

事業者は、食料品やその他物品の提供業務について、次の各号に定める事項を遵守すること。

- (1) 販売する品目及び販売価格は、市価より低廉な価格とし、以下の各号を考慮し、学校と協議の上で定め、販売品目一覧表(仕様書様式 1)により学校に届けたものとする。ただし、売店の運営状況等の理由により変更する場合は学校の承認を得ること。
- (2) 販売品目について生徒のニーズに留意し、品目を工夫すること。食品販売（弁当・パン等）について、生徒の健康やニーズに配慮したメニューで、より質の高い食品の提供に努めること。
- (3) 販売価格については、学校にある売店として市価より低廉な価格であるものを中心にするよう努めること。
- (4) 食品の販売方法などで、予約販売が必要な場合は、その方法について協議の上、定めること。
- (5) 販売品には、食品のほか、校章・文房具用品など学校が指示する品目も含めること。
- (6) 販売品目及び価格については、利用者が確認できる適当な位置に表示すること。
- (7) 料金徴収方法は、学校と事業者が調整し決定すること。なお、事業者は、徴収レジスター、その他販売機等を必要とする場合は、事業者が用意すること。
- (8) 売店業務により出されたゴミについては事業者が回収すること。

5 自動販売機の設置

- (1) 販売する品目及び販売価格は、市価より低廉な価格とし、学校と協議の上で定め、販売品目一覧表（仕様書様式 1）により学校に届けたものとする。ただし、自動販売機の運営状況等の理由により変更する場合は学校の承認を得ること。
- (2) 販売品目について利用者のニーズに留意し、品目を工夫すること。
- (3) 自社製品等に限らず、空き缶、空きペットボトル等については、ゴミ箱を設置し事業者が回収

処分すること。

- (4) 自動販売機のトラブルについては、理由の如何を問わず事業者自らが責任を持って解決すること。
- (5) 防犯のため、自動販売機は建物内に設置すること。設置場所については学校と協議の上決定すること。
- (6) 自動販売機は緊急を要する災害時にそなえ災害対応型自販機タイプとする。

6 利用者対応

- (1) 学校は、随時、アンケートなどの手法により生徒から意見聴取を行い、その結果を踏まえて、学校及び事業者は、業務改善に努めること。
- (2) 事業者は、事故や苦情があった場合は、速やかに学校に報告し、対応すること。

7 衛生管理

食品衛生上の問題については十分留意するとともに、すべて事業者の負担と責任において対処すること。

8 食品衛生責任者

事業者は、売店に食品衛生法に基づく食品衛生責任者を置き、その者の住所、氏名を報告するとともに見やすい場所にその者の氏名を掲示すること。

9 営業許可

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令等が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者の負担において行うこと。

10 環境配慮

事業者は、環境配慮について次の各号に定める事項に十分留意すること。

- (1) 生ゴミについては、発生抑制、再生利用、減量について配慮すること。
- (2) 従業員に対し、学校敷地内は全面禁煙であることを周知し、徹底させること。

11 食の安全・安心の確保

事業者は、売店業務を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全の確保に努めること。

12 業務報告書

- (1) 事業者は、本業務の目的外使用許可申請書提出日までに、整理表（販売品目一覧表）（仕様様式1）を売店・自動販売機別に、学校に提出すること。
- (2) 事業者は、使用許可開始日までに、次の項目について学校に提出すること。
 - ア 食品衛生責任者・管理責任者設置（変更）届出書（仕様様式2）
 - イ 従業員名簿（仕様様式3）
- (3) 事業者は販売品目及び価格を変更又は追加する場合、20日前までに販売品目等一覧表（変更報告書（仕様書様式4））により学校に報告し、承認を受けること。
- (4) 緊急時の連絡体制及び連絡先を報告すること。

- (5) 受託者は、法令に基づく検査を実施した場合は、その結果を速やかに学校に報告すること。
- (6) 売店等業務に関する県の各種調査・資料作成に協力すること。
- (7) ペットボトル等のリサイクル量を毎月学校に報告すること。

13 賠償責任保険

食中毒等の万一に備えて施設所有者賠償責任保険及び生産物賠償責任保険に加入すること。

14 施設使用等

- (1) 売店業務実施日の施設使用は、事業者と学校が別に定めるものとする。ただし、定めた時間以外に使用する必要がある場合は、学校の承認を得ること。
- (2) 電気費、廃棄物処分費、害虫駆除費等の費用は事業者が負担すること。
- (3) 終業時には電気等の点検、戸締りを行うこと。
- (4) 施設の使用にあたっては、学校の指示に従うこと。

15 特記事項

- (1) 事業者は、売店の運営に関し、県の施策・方針に基づき協力を求められた場合、できる限り配慮すること。
- (2) 事業者は、この仕様書以外に学校が改善の必要を認めた事項について、別途協議の上改善に努めること。
- (3) その他疑義が生じた場合、別途協議のうえ決定する。